

議案第 1 号

宇都宮地域合併協議会規約の制定について

宇都宮地域合併協議会規約を次のように制定する。

平成 1 5 年 6 月 6 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

宇都宮地域合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 宇都宮市，上三川町，上河内町，河内町及び高根沢町（以下「構成市町」という。）は，合併の是非を含めた基本的問題等について協議するため，合併協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の名称)

第2条 協議会は，宇都宮地域合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は，次に掲げる事項を協議し，又は調整する。

(1) 合併に関する基本的事項

(2) 市町建設計画案の策定に関する事項

(3) 住民啓発に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか，構成市町の合併について必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は，宇都宮市に置く。

(組織)

第5条 協議会は，会長，副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は宇都宮市長とし，副会長は構成市町の長（宇都宮市長を除く。）をもって充てる。

2 会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，会長があらかじめ指定する副会長が，その職務を代理する。

(委員)

第7条 委員は，次に掲げる者をもって充てる。

(1) 構成市町の助役

(2) 構成市町の議会の議長及び市町合併を調査又は審査する特別委員会の委員長（ただし，特別委員会が設置されていない場合は，市町合併を所管する常任委員会の委員長）

(3) 構成市町の長が推薦する民間団体の代表者

(4) 構成市町の長が協議して定めた者

(顧問)

第8条 会長は，特に専門的見地から助言，提言等が必要と認められた場合には，協議会に顧問を置くことができる。

(会議)

第9条 会議は，会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、副会長及び委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(関係職員等の出席)

第10条 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議をさせるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、宇都宮市に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、構成市町の長が協議して定める者をもって充てる。

4 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第14条 協議会の運営に必要な経費は、構成市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 負担金は、協議会で必要な経費全体のうち、4割を構成市町の均等割り負担とし、6割を構成市町の人口全体数に占めるその市町の人口の割合で算出した負担額をもって負担するものとする。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、会長が構成市町の収入役のうちから、協議会の同意を得て選任した3人の監査委員が監査を行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関する事務の処理については、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 第7条第2号から第4号までで規定する委員、第8条で規定する顧問及び第

10条で規定する関係職員等は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬、費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(他の市町の参加等)

第19条 構成市町以外の市町は、協議会に参加することができる。

2 前項の規定に基づき協議会への参加の申出があったときは、会長は、速やかに当該申出をした市町の参加について協議会の会議に諮るものとする。

3 前2項の規定に基づき協議会に参加した市町(以下「参加市町」という。)は、当該参加の日の属する年度の協議会の経費を負担するものとし、負担すべき額については、第14条第2項の規定により算出する。

4 参加市町は、参加の際既に協議会の会議において決定された事項があるときは、当該事項を尊重するものとする。なお、構成市町においても、当該事項は同様に尊重するものとする。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成15年6月6日から施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は第14条第3項の規定にかかわらず、平成15年6月6日から平成16年3月31日までとする。